

2025年度「元気シニア応援団体に対する助成活動」 募 集 要 項

1. 活動の目的

生命保険協会奈良県協会は、社会公共の福祉増進に努めるとともに、広く県民生活の安定に貢献したいと考えております。

この活動はその一環として、地域社会において、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動に取り組んでいる民間非営利の団体、ボランティアグループ、特定非営利活動法人（NPO 法人）等（以下「団体」という）に対し、資金の助成を行うことで、高齢者が健やかで心豊かに生活できる地域社会の環境整備に寄与し、地域福祉の一層の推進を図るものです。

2. 助成対象となる団体

奈良県内において、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動を行っている、下記の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 助成申請時点で1年以上の活動実績を有し、少なくとも月1回以上の定例活動日を定め継続して運営していること
 - (2) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと
- ※法人格を有する団体は特定非営利活動法人（NPO 法人）、一般社団法人および一般財団法人のみ対象とします。

3. 助成対象となる活動

(1) 助成対象団体がを行い、次の要件をすべて満たす活動とします。

- ① 高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等を行う活動
- ② 構成員だけでなく、地域の高齢者等の参加が可能な活動
- ③ 奈良県内で行う活動

※なお、申請いただく活動は、従来から継続している活動（継続活動）、従来から継続している活動を発展させて行う活動（発展活動）、新たに開始する活動（新規活動）のいずれでも構いません。

◆対象となる活動の具体例

- ① 身体向上活動（虚弱化予防のための健康体操やウォーキング等）
- ② 自立支援活動（外出支援による閉じこもり防止対策、配食による栄養改善等）
- ③ 生きがいづくり活動（趣味活動等を通じた心身の健康確保等）
- ④ 交流活動（交流サロンでの同世代・他世代とのコミュニケーションによる心身の健康確保等）
- ⑤ 情報提供活動（高齢者向けの健康管理・増進に役立つ情報誌の発行等）
- ⑥ 支援者養成活動（認知症サポーターの育成等）
- ⑦ その他、高齢者の健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等をするうえで、効果的と認められる活動

(2) 下記のような活動は対象となりません。

- ① 構成員のみによるもっぱら自分たちの楽しみを目的として行う活動
- ② 日常活動の促進等の発展性が考慮されていない一過性の活動（1回限り開催のイベント等）
- ③ 営利を目的とする活動
- ④ 調査研究活動（学術的なもの）
- ⑤ 地方公共団体等の委託を受けて行っている活動
- ⑥ 特定の個人または団体の利益のみに寄与する活動
- ⑦ その他、健康増進等とは異なる目的の活動（高齢者の就労支援、市民後見人の育成に関する活動等）

※助成申請は「1 団体につき1 活動」に限らせていただきます。

◆「1活動」の考え方

基本的に、上記「◆対象となる活動の具体例」に区分される活動1つで、「1活動」となります。（ただし、交流活動の一環として「交流サロンでの同世代とのコミュニケーションだけでなく健康体操や他世代との交流も実施する」等の場合には、あわせて1活動としても構いません。また、月1回、健康体操を行っている場合、1回分のみが対象となるのではなく、年間を通して12回分が「1活動」となります）

4. 助成金額

1団体当たり上限額10万円（助成総額10万円）

5. 助成金活用期間

2025年4月～2026年3月末

6. 助成対象となる経費

助成対象となる経費は、助成対象活動に直接必要となる経費で、かつ、助成対象期間中に経費支出が完了するものに限り、経費詳細について不明な場合は、お問い合わせください。

項目		内容	例
物品購入費	対象	・活動に直接必要な物品購入費 ・活動に直接必要な調理材料費 ・文房具等消耗品	・介護予防体操時に必要な拡声器等の購入費 ・配食事業の調理材料費 ・サロン開催時に必要な紙コップ、紙皿代
	対象外	・活動終了後、個人の所有物になる物品購入費 ・会議費等の飲食経費	・団体構成員それぞれのメンバーTシャツ ・活動終了後、個人所有を前提とした書籍等の購入（団体の共有物については可） ・活動開催のための打合せ時飲食費、懇親会費用、慰労会費用 ・お茶代、お菓子代
謝礼費	対象	・外部講師、外部協力者への謝礼	・健康体操を実施する際の講師に対する謝礼
	対象外	・団体構成員（メンバー）により担当制等で講師を行った際の謝礼（金品に限らず課金性の高い商品券、クオカード、図書券等を含む）	・団体構成員の全員または一部が講師となり、団体構成員の体操を指導する際の謝礼
会場費	対象	・交流会や勉強会等の会場費	・公民館、体育館利用料 ・公民館、体育館利用時の空調利用料
	対象外	・個人宅を会場として利用した場合における謝礼としての会場費	・団体構成員の自宅で交流サロンを開催した際の利用料
旅費交通費	対象	・講師交通費実費 ・活動に必要な場合、団体員以外の支援者の交通費実費	・健康体操を実施する際の講師交通費実費 ・ノルディックウォーキング等の活動で活動実施会場が限られている場合、団体員以外の支援者（市民ボランティア等）の交通費実費
	対象外	・公共交通機関（実費）以外の交通費、ガソリン代 ・視察・研修費 ・団体構成員に対する交通費	・健康体操を実施する際の講師交通費（任意の金額は不可） ・活動実施会場が限られている場合の団体構成員に対する交通費実費
印刷製本費	対象	・チラシや情報誌等の印刷費（紙代、コピー代、インク代、写真印刷代等）	・地域住民に対する周知PRのための活動紹介チラシ、情報誌の印刷費
	対象外	・個人所有のプリンター利用に対する謝礼、利用料 ・申請活動と関係のない情報を掲載したチラシや情報誌の印刷費	・団体構成員の自宅にある家庭用プリンターでチラシ、情報誌を印刷した際の謝礼、プリンター利用料

項目		内容	例
郵便料金	対象	・チラシや情報誌等の郵送代 ・活動案内のための手紙やはがきの郵送代、または切手はがき代	・地域住民に対する周知 PR のための活動紹介チラシ、情報誌の郵送代 ・団体構成員に対する活動案内状の郵送代
	対象外	・電話代 ・インターネット通信費 ・プロバイダー契約費	・参加確認のための電話連絡にかかる電話代 ・団体活動の周知 PR のためのブログ、ホームページ作成、SNS 利用にかかるインターネット通信費、プロバイダー契約費
保険料	対象	・助成金活用期間内(2025年4月～2026年3月末)の保険料	・助成金活用期間内(2025年4月～2026年3月末)のボランティア保険料
	対象外	・助成金活用期間外(2025年3月以前)の保険料	・活動期間外(2025年3月以前)のボランティア保険料
その他	対象外	・団体の経常的な運営経費 ・その他、選考委員により認められなかった費用	・家賃、水道光熱費等

7. 申込受付期間・方法

(1) 申込受付期間

2025年6月2日(月)～7月31日(木) <当日消印有効>

(2) 申込先

生命保険協会 奈良県協会 (担当:佐藤・柏木)
〒630-8241 奈良市高天町10-1 T.Tビル2階
電話: 0742-26-1851 FAX: 0742-20-2557
Eメール: naraken@seiho.or.jp

(3) 申込方法

所定の「助成申請書」に必要事項を記入し、必要添付書類とともに、下記宛先まで必ず郵便でご送付ください。(持参、FAX・電子メールによる送付は不可)

◆必須添付書類(いずれも書式は問いません。コピーも可)

- イ) 会則または団体の規約(団体の規則(取決め)が分かるもの)
- ロ) 2024年度の活動報告書及び決算報告書(2024年度の活動状況・収支が分かるもの)
- ハ) 2025年度の活動計画書及び収支予算書(2025年度の活動計画・収支が分かるもの)
- ニ) 団体の活動状況等が分かる資料(団体のパンフレット・会報、新聞・行政等広報誌による紹介記事。CD-ROM等の添付はご遠慮ください)
※添付書類がない場合、選考の対象外となる場合があります。
※ご提出いただいた助成申請書、添付書類等は、助成の有無にかかわらず返却できません。予めご了承ください。
※選考に際し当会から照会することもありますので、助成申請書等の写しを保管してください。

(4) 助成申請書の入手方法

こちらのホームページ<https://nara-shakyo.jp/pages/107/>からダウンロードできます。

なお、ダウンロードできない場合には、本要項末尾の「お問い合わせ先(助成申請書の請求・送付先)」までご請求ください。(郵便番号・住所、団体名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレスをご記入ください)

(5) 申請にあたっての留意事項

- ① 「助成申請書」作成にあたっては、本「募集要項」の助成対象となる団体、活動、経費等の要件等についてご確認いただいたうえで、ご記入ください。
- ② 申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合、やむを得ず申請を取り下げる場合には、速やかにご連絡ください。
- ③ 当会の資金助成にもとづき実施する活動について、作成する印刷物等には、原則として「生命保険協会奈良県協会の助成を受けた活動である」旨を明示していただきます。
- ④ 申請内容に虚偽があることが判明した場合等には、助成決定を取り消すことがあります。

- ⑤ 法人格(※)を有さない団体のみ「助成申請書」の「4. 日常の活動状況を知る方のコメント」欄に地元社会福祉協議会(地区社協は除く)の記載は必須です。地元社会福祉協議会からコメントを必ずもらい、申込受付期間までに申込書を提出ください。

(※)法人格を有する団体は特定非営利活動法人(NPO 法人)、一般社団法人および一般財団法人のみ。

8. 助成団体の選考

(1)選考方法

- ① 助成団体は、生命保険協会奈良県協会にて、下記の選考基準にもとづき総合的に選考します。

◆ 選考基準

- イ) 必要性: 高齢者のニーズや地域社会の高齢者環境に照らして必要性が高いこと
- ロ) 実現性: 計画の意図や内容がよく構想されており、実現できる可能性が高いこと
- ハ) 発展性: 活動の継続・発展ないし持続的効果・波及効果が期待されること
- ニ) 先進性: 新しい要素が含まれ、直接・間接に高齢者支援の充実・向上に資すること
(但し、活動地域内における新奇性が認められる場合を含む)
- ホ) 費用の合理性: 活動内容と費用(資金使途)のバランスが適正なこと
- ※その他、当会による財政支援の必要性についても考慮する。

- ② 助成団体への助成金交付額は、助成申請書記載の「助成希望額」と、助成申請活動の内容にもとづいて審査します。助成希望額が活動内容等に照らし不相当であると判断される場合等には、助成金額を減額する場合があります。

※必要に応じてさらに詳しい書類の提出をお願いする場合、電話または訪問のうえ助成申請活動の内容等について確認させていただく場合があります。

(2)選考結果の通知・公表

- ① 選考結果は2025年9月中旬(予定)に、助成の有無に関係なく全ての申請団体に直接書面にて通知いたします。
※選考過程に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご了承ください。
- ② 助成団体は、団体名、活動内容等、当会が必要と考える情報を公表させていただきます。
- ③ 助成対象とならない場合でも、助成申請内容等について、公表する場合があります。

9. 助成金の交付

助成決定時にお渡しする当会所定の「助成決定に関する承諾書」、「交付申請書」に記入・捺印のうえご提出ください。当会による所定の手続きが完了した後、助成金を交付します。(時期は2025年11月を予定)

10. 助成団体訪問

助成決定後、当会より助成団体を訪問させていただきます。助成金の使途、活動状況等についてご説明いただくこともありますので、その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

11. 活動実施報告書等の提出

- (1)助成団体には、以下の報告書等を2026年4月末までにご提出いただきます。

- ① 活動実施報告書(所定のフォーマット有)
- ② 助成金使途報告書(領収書等のコピー添付、所定のフォーマット有)
- ③ 助成活動の実施状況のわかる資料(印刷物、写真、紹介記事等)

※必要に応じて訪問のうえ、活動状況等を確認する場合があります。

- (2)提出いただいた活動実施報告書等にもとづき、助成団体の活動内容等を当会ホームページ等にて紹介する場合があります。

12. 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますので、ご承知おきください。

- ・申請内容に虚偽があることが判明したとき
- ・助成金を助成対象活動または助成対象経費以外に使用したとき
- ・活動の実施・継続が困難と当会が判断したとき
- ・正当な理由なしに活動実施報告書等が所定期限に提出されないとき
- ・助成対象活動を中止ないし不当に変更・縮小したり、または所定期間内に完了できなかったとき

- ・助成活動に要した支出合計額が、当会の助成決定金額（他団体からも同一活動に対する助成金がある場合はその総合計金額）を下回るとき 等

13. 個人情報の取り扱いについて

助成申請書に記載された個人情報は、団体の選考、本助成活動の広報業務、その他本助成活動運営等のために必要な範囲で利用します。

《ご参考》 実施スケジュール（予定）

- ・ 募集期間……………2025年6月2日（月）～7月31日（木）
- ・ 助成団体決定……………2025年9月
- ・ 助成金交付……………2025年11月
- ・ 助成金活用期間……………2025年4月～2026年3月末
- ・ 活動報告書提出締切……………2026年4月末

《お問い合わせ先（助成申請書の請求・送付先）》

生命保険協会奈良県協会 （担当：佐藤・柏木）
〒630-8241 奈良市高天町10-1 T.T.ビル2階
電話：0742-26-1851 FAX：0742-20-2557
Eメール：naraken@seiho.or.jp